

議案第173号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="245 405 384 472">附 則 (施行期日)</p> <p data-bbox="217 483 767 551">1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="850 405 989 472">附 則 (施行期日)</p> <p data-bbox="821 483 1372 651">1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。<u>ただし、附則第14項の改正規定（「<u>配当所得</u>」を「<u>利子所得、配当所得及び雑所得</u>」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。</u></p>